

リニア駅を生かしたまちづくりに関する可能性調査業務委託仕様書

1 業務名

リニア駅を生かしたまちづくりに関する可能性調査業務

2 業務目的

本業務は、本市がリニア中央新幹線の市内停車駅（以下「リニア駅」という。）の誘致及び当該駅の誘致後、リニア駅を生かしたまちづくりを進めるに当たり、リニア駅の候補地エリア及びリニア駅の候補地を生かしたまちづくりに関する可能性を調査する。

3 業務期間

契約締結の日から令和5年3月24日（令和3年度・令和4年度）

4 業務場所

亀山市内

5 業務の実施

- (1) 受託者は、業務の実施に当たり、本仕様書に基づくとともに、関係法令等を遵守すること。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、技術士法（昭和58年法律第250号）による技術士の資格を有する技術者を配置すること。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり、委託者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置の下で進めること。
- (4) 受託者は、本業務の履行において知り得た秘密及び個人情報等を他人又は外部に漏らしてはならない。

6 業務計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結の日から10日以内に業務計画書を発注者に提出し、承諾を得ること。
- (2) 前項の業務計画書には、次の事項を記載すること。
 - ①検討する業務内容
 - ②業務遂行方針
 - ③業務の詳細工程
 - ④業務実施の組織体制

- ⑤統括責任者（主任技術者）、担当技術者一覧表及び経歴書
 - ⑥業務フローチャート
 - ⑦打合せ計画
 - ⑧その他発注者が必要とする事項
- (3) 前項に定める事項に追加又は変更が生じた場合は、速やかに発注者に文書により届出を行い、承認を得ること。

7 業務内容

受託者は、本市の行政計画並びに本市が平成29年度に調査した「リニア中央新幹線中間駅設置・開業による影響把握調査」等との整合を図り、次の事項について調査検討し、報告書等を取り纏める。

- (1) リニア中央新幹線の整備概況等
 - ①リニア中央新幹線の特性及び整備（車両基地を含む。）の概要並びに整備計画
 - ②リニア中央新幹線の整備（車両基地を含む。）の進捗状況
 - ③リニア中央新幹線の開業により期待される効果及び影響
- (2) 広域的に見た亀山市の特性等
 - 大都市圏及び三重県内から見た本市の状況や特性
- (3) リニア駅の候補地エリア
 - ①法令等による本市の土地利用規制や災害ハザードの現況把握及び市街化動向の調査検討
 - ②次に掲げる検討項目に沿った、リニア駅の基本的事項及びリニア駅の候補地エリア検討の考え方の整理並びに土地利用、地域開発等との整合も考慮したリニア駅の候補地エリアの選定
(検討項目)
 - ア 必要な機能及び条件について（リニアの技術的制約、地形・地質等、利便性、環境要素等、用地確保など）
 - イ 地域特性について（企業誘致、移住・二地域居住、観光誘客など）
 - ③リニア駅の候補地エリアの長所・短所、影響・効果等の整理
- (4) リニア駅を生かしたまちづくりの可能性
 - ①リニア駅の周辺と既存市街地との関係整理
 - ②リニア駅を生かしたまちづくりビジョン及び都市空間デザインの構築
(地域間連携交流デザイン、期待される機能や効果等を含む。)
 - ④リニア駅を生かした都市イメージのパス（A3サイズ）を3点以上作成
- (5) リニア駅を生かしたまちづくりに向けた今後の課題等
 - リニア駅を生かしたまちづくりの実現に向けた課題や対応策の調査検討

8 成果品

各業務の成果品は、次の各項に掲げるものを、当該各項に掲げる期限までに各2部提出すること。併せて、別途電子データも提出すること。

- (1) リニア駅の候補地エリア及び調査検討資料

令和3年8月31日まで

- (2) 中間報告書（リニア駅の候補地エリアを含む。）

令和4年3月31日まで

- (3) 最終報告書（リニア駅の候補地エリアを含む。）その他本業務に係る調査・検討資料

令和5年3月24日まで

9 その他

- (1) 打合せ等

業務の実施に当たっては、発注者と十分打ち合わせを行い、作業を進めることとする。

- (2) 委託料の支払い

委託料は、年度毎に受託者からの完了報告を受け、発注者が検収した後、予算の範囲内において、次のとおり年割金額を受託者の提出する請求書により支払うものとする。

令和3年度	契約金額の45%
令和4年度	契約金額の55%

- (3) 著作権等

本業務のために作成した図書等の著作権、著作権は発注者に帰属するものとする。

- (4) 環境負荷の軽減

本業務の遂行に当たっては、節電、アイドリングストップなど省資源や省エネに努めるなど、環境負荷の軽減に十分配慮すること。

- (5) 疑義の解釈

本仕様書に定める事項の解釈について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受託者が協議の上、これを定めることとする。